

介護保険負担限度額認定証の更新時期です！

介護保険負担限度額認定申請にあたっては、平成27年度の介護保険制度改正により、原則通帳の写し等の添付を求めてきました。しかし、通帳等を持参しない、または、記帳されていない通帳等を持参したりと、申請書提出のために何度も窓口へお越し頂いた方がおりました。

また、例年6月下旬から8月中旬にかけての介護福祉課は、負担限度額認定証の更新時期、低所得者に対する介護保険料減免の受付開始、社会福祉法人利用者負担軽減確認証の更新時期等のために、窓口がたいへん混み合う時期となっております。

このことから、利用者の負担を少しでも軽減するために、平成30年度より8月以降分の負担限度額認定証の更新申請にあたって、次のように取り扱うこととしておりましたのでご確認ください。

○更新申請の取り扱い

3年に1度新規・更新に関わらず、すべての申請者に通帳の添付を求ることとする。

それ以外の年については新規・前年度非該当者以外は全て通帳の添付を省略可能とする。

※今回、令和2年8月～令和3年7月分の申請は添付が必要（令和3・4年度は省略可能）

※添付を省略した場合も、自己申告による預貯金額の記入は必要

※新規申請・前年度非該当者について→引き続き通帳の写しの添付は必要

※前年度該当者が、前年度の有効期間外に申請する場合は新規申請とみなします。

（詳細は早見表の★）

※生活保護受給者・境界層該当者について→引き続き添付は不必要

○通帳の写し等の添付省略早見表（令和2年8月～令和3年7月分）

通帳添付が必要な年

	R元年度の 負担限度額認定証 【有効期間：～R2.7.31】	申請月	負担限度額 認定申請の区分		通帳の写し等 添付の省略
1	あり	令和2年8月まで	更新	→	×
2★	あり	令和2年9月以降	新規	→	×
※前年度該当者であったが、申請月が9月以降の場合は新規申請とみなします。					
3	なし	—	新規	→	×
※前年度に負担限度額認定申請がない方は新規申請となるため、通帳の写し等の添付は必須です。					

○注意点

・6～7月は、8月以降利用分の更新申請をされる方と、6、7月利用分の新規申請をされる方が混在する時期となっております。更新申請の際には、忘れずに申請書右上の「更新」を○したうえ、事前申請欄に□してください。また、新規申請される方は、令和元年度分の「新規」に○をした申請書と、令和2年度分の「更新」に○をした申請書の2枚が必要になります。

・**境界層該当者は、7月までに生活福祉課に生活保護の申請をする必要があります。**

引き続き、境界層該当としての軽減を受ける場合に必要な手続きですので、必ずご案内をお願いいたします。（令和元年度分で境界層該当者の利用施設には、境界層該当一覧を同封しておりますので、ご確認ください。）

・負担限度額認定決定通知書の発送は、8月上旬以降に順次行う予定です。

・適用開始年月日は、負担限度額認定申請書を当市で受理した日の属する月の初日からとなります（8月以降の更新申請を事前にした場合は、8月1日からの適用となります）。申請書の提出は必ず利用開始月中に、できるだけ早めに申請いただく等のご配慮をお願いいたします。

・**負担段階は、お電話や窓口ではお答えできかねます。**また、事前にお知らせすることもできませんので、発送される負担限度額認定決定通知書でご確認ください。

・例年、申請書の提出の有無に関する問い合わせが多く見受けられますが、**提出の有無に関する問い合わせには対応いたしません**ので、不安な場合には再度申請書をご提出ください。

・負担限度額認定申請書の様式を当市ホームページにも掲載しております。

※ 弘前市トップ → お役立ちメニュー：申請書ダウンロード
→ 介護福祉課 → 介護保険食費・居住費の負担限度額の認定の申請

・同封いたしております、「介護保険負担限度額認定申請について（参考）」を必ずご確認ください。

・前年度以前より介護保険施設へ継続入所をされている方・ショートステイの定期的な利用が見込まれる方については、できるだけ施設でとりまとめて申請書を提出いただきますようお願いいたします。（とりまとめていただく際には、更新申請と新規申請の区別がはっきりつくような形での提出をお願いいたします。）

☆個人番号が未記入の場合であっても申請書の受付は可能です。